# 福祉部監査結果報告書

## 定期監査

#### 1 監査の対象及び範囲

福祉部の所管に属する令和2年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

#### 2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

#### 3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

## 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

#### (1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

地方自治法及び同法施行令によれば、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入すること、また、過年度の歳入の誤納又は過納となった金額の戻出で、出納閉鎖後に払い戻しを行う場合は、現年度の歳出として処理しなければならないとされている。しかし、行政財産目的外使用許可に係る使用料の収入において、当年度(令和2年度)に過年度分の算定誤りが判明したため、過納となった使用料額を当年度の歳出として処理する必要があったものの、継続される当年度の行政財産目的外使用料から当該過納分を相殺処理(減額)しているものがあった。また、この処理に伴い当年度の調定額にも誤りが生じていた。このため、次の行政財産目的外使用許可に係る使用料について、必要な措置を講じるとともに、今後は、地方自治法及び同法施行令に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・総合福祉会館におけるシルバー人材センターの事務室使用料
- ・福祉援護センターにおけるガス整圧器の設置使用料
- ・鴨居老人福祉センターほか2施設の事務室使用料
- ・総合福祉会館におけるモニタリングポストの設置使用料
- ・北下浦市民プラザにおける活断層地震観測設備設置使用料

(福祉総務課)

#### イ 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされているが、令和2年度における組織改正により使用しなくなった旧所属(高齢福祉課)の領収印を健康長寿課において引き続き保管しており、領収印を廃棄する場合の会計管理者への届出が行われていなかったので、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

(健康長寿課)

## ウ 支出に関する事務

(ア)職員服務規程によると、職員の出張について、市内出張をする場

合で、旅費の支給が見込まれないときは、上司の口頭による承認によることができるとされ、上司の口頭による承認を受けた職員は、出張命令簿にその月の出張先等を記入し、上司に報告するものとするとされているが、地域自立生活・終活等支援事業の令和2年6月分旅費(普通旅費)の支給において、市外出張を出張命令簿で処理したことにより旅費が支給されていないものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(地域福祉課)

(イ)介護施設等衛生用品購入費補助金について、補助金の交付に当たっては補助事業者から補助金等交付申請書の提出を受け補助金の交付決定を行い、交付決定日以降の日付が記載された請求書の提出が必要となるが、補助金の交付決定後に支出手続は行われていたものの、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載された請求書の提出を受けて補助金を交付していたものが多数みられたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(指導監査課)

(ウ)生活保護実施事業における令和2年6月分旅費(普通旅費)の支給において、一部に循環路線を含む路線バスの料金設定の確認不足によって生じた車賃の算出誤りにより支給超過となっているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(生活福祉課)

(エ) 旅費支給事務取扱要領によると、車賃はバスその他の交通機関により片道1キロメートル以上旅行した場合のみ支給するとされているが、生活保護実施事業における令和2年6月分旅費(普通旅費)の支給において、1キロメートルに満たない経路に係る車賃を支給しているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(生活福祉課)

(オ)予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されているが、国民健康保険関係法規集追録ほかに係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあったので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- エ 財産管理に関する事務
- (ア)公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳価額改定通知書による価額改定(変更)の記載を行っていなかったので、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(福祉総務課)

(イ)予算決算及び会計規則では、常時継続して資金前渡を受ける者は、 資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておか なければならないと定められているが、常時継続して資金前渡を受 けている有料道路通行料及び駐車場使用料について、資金前渡受払 簿を備えていなかったので、予算決算及び会計規則に基づいた適正 な管理に改められたい。

(生活福祉課)

(ウ)健康保険課長が管守者である公印のうち横須賀市印(記号入)について、公印規則で定められた個数より多く保有していたので、公印規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(健康保険課)

## (2) 意見

本市では、市内の老人クラブにより組織されている老人クラブ連合会に対する補助事業として、補助金等交付規則及び横須賀市老人クラブ等補助金交付要綱により、運営費補助金(運営のための費用に対するもの)、事業費補助金(事業実施のための費用に対するもの)及び健康づくり事業費補助金(健康づくり事業のための費用に対するもの)を交付している。

令和2年度における老人クラブ連合会の各補助金の交付申請の手続について確認したところ、各申請書に共通する添付書類として提出された予算書における事業費及び健康づくり事業費の予算額に対し事業費補助金及び健康づくり事業費補助金の交付額が上回っていた。所管課によると、運営費に一括して計上されている費用の一部が事業費及び健康づくり事業費の費用を含んでいるとの説明であったが、予算書に表示される事項からは、このことを確認することはできなかった。補助金の交付決定に当たっては、費用の内訳について所管課が内部的に把握しているだけでは不十分であり、補助金の収支が適正に表示された予算書の確認をもって補助金の交付決定を行う必要がある。

このように各補助金に係る予算書の表示が不十分であると、補助金の交付決定に係る審査事務の過程において事業の目的と当該補助事業の内容が適合しているか確認することができないだけでなく、当該補助事業について所期の目的を達成しているか、十分な効果を発揮しているかといった点を検証することができないと考えられる。このことから、今後老人クラブ連合会の各補助金の補助金等交付申請書の提出を受ける際には、補助金ごとの収支が適正に表示された予算書の提出を受けるよう添付書類の在り方を検討されたい。

(健康長寿課)